

〔倒産法〕

〔第1問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】

A株式会社（以下「A社」という。）は、B株式会社（以下「B社」という。）との間で、平成21年4月1日、甲土地を、期間を30年として賃貸するとの土地賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し、B社は、賃借後に甲土地上に乙建物を建てて使用していた。

本件賃貸借契約においては、

- ① 賃料は、月額100万円とし、毎月末日限り翌月分を前払とする。
- ② 賃借人が賃料の支払を3か月分以上怠ったときは、賃貸人は、賃借人に対し7日以上の間を定めて催告の上、本件賃貸借契約を解除することができる。

との約定があった。

その後、B社は、経営状態が悪化したことから、平成23年3月16日に破産手続開始を申し立て、同日、破産手続開始決定がされ、Xが破産管財人に選任された。

〔設問〕 以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. 上記事例において、B社が平成23年1月分から同年3月分まで3か月分の賃料の支払をしなかったため、A社は、B社に対し、平成23年3月3日にB社に到達した内容証明郵便により10日以内に賃料を支払うよう催告したが、B社からの賃料の支払はなかった。そこで、A社は、同月17日、Xに対して本件賃貸借契約を解除する旨の意思表示をした。これに対して、Xは、「自分は、第三者的立場にあるので、A社の解除権の対抗を受けることはない。」と主張した。

このA社による解除が認められるかについて、Xの主張に対するA社の反論も含めて、論じなさい。

2. 上記事例において、B社は、平成21年7月1日に、C株式会社（以下「C社」という。）から2億円を借り入れるのと同時に、乙建物について、C社のために前記2億円の貸金債権を被担保債権とする抵当権を設定し、その設定の登記がされた。

そして、B社は、A社に対して賃料を約定どおり支払い続け、賃料不払等の債務不履行はない状態で、破産手続開始決定に至った。

破産手続開始後において、C社は、Xに対し、賃料の支払を継続しつつ、乙建物を売却して2億円の貸付金の一部を返済するよう求めた。乙建物及び甲土地についての借地権の時価は、合計約1億円程度であり、Xとしても、時価が被担保債権額を大きく下回る状況であり、破産財団にとって月々の賃料負担が生ずる乙建物をできるだけ早く処理したいと考えたが、借地権付建物であることもあり、売却まで相当時間が掛かりそうであった。

- (1) この状況で、Xが、破産法第53条に基づき本件賃貸借契約を解除することの当否について論じなさい。
- (2) Xは、本件賃貸借契約を解除せず、乙建物の買受希望者を募ったところ、破産手続開始後6か月を経過したところで、ようやくD株式会社（以下「D社」という。）が、乙建物及び甲土地についての借地権を合計1億円で買い受けたいとの意向を表明し、A社も、D社に対してであれば、賃借権の譲渡を認めてもよいと回答した。そこで、Xは、C社に対し、乙建物及び甲土地についての借地権を1億円で売却したいが、破産財団から支払った賃料合計600万円を売却代金から差し引いた額をC社に支払うことで、抵当権の設定の登記の抹消にに応じてもらいたい旨を申し入れた。これに対して、C社は、賃料合計600万円を差し引くことは受け入れ難いと反発し、交渉は成立しなかった。

この場合にXが採ることができる法的手段について論じなさい。また、それに対してC社が採ることができる対抗手段について述べなさい。

<目標>

- ① 破産管財人（・再生債務者）の第三者性の処理手順を把握する。
- ② 担保権消滅許可の申立ての使い方を把握する。

<重要条文>

- 1 双方未履行の双務契約（破産法 53 条）Cf. 民再法 49 条
- 2 担保権消滅許可の申立て（破産法 186 条）Cf. 民再法 148 条

<答案作成上のアドバイス>

- ① 設問1は平成24年度第2問設問1同様、破産管財人（・再生債務者）の第三者性の問題でしたが、やはり民法の問題を解くときのように、Aに解除権が発生したことを問題文の事情を使って検討するところから答案を書き始めると、スムーズに第三者性の検討に移れたと思います。
- ② 設問2(1)は、“当否”を論ずる問題であることを確認して、Cがどのような不利益を受けるのかという観点から解除の当否を検討できると充実した答案を作成することができました。
- ③ 使える条文が案外簡単に見つかるという意味で、設問2(2)で点数を確保したかったところです。

<解答過程>

〔設問1〕

（板書（・講義）とほぼ同じになってしまうので、板書（・講義）を参照してください。）

〔設問2〕

・小問(1)

本件賃貸借契約が双方未履行か、破産法 53 条 1 項にあてはめる

→双方未履行。破産管財人は解除できそう。

⇨解除によってCのために設定されていた抵当権が消滅するおそれがある。

・小問(2)

「抵当権の設定の登記を抹消したい」という破産管財人Xの言い分に対応する条文を破産法の目次から探す。

→第7章第2節「担保権の消滅」を発見。

→破産法 186 条 1 項と法的構成

講師作成答案例

第1 設問1

1 本件賃貸借契約の「当事者の一方」であるBが、平成23年1月分から同年3月分まで3か月分の賃料支払「債務を履行しない場合」であり、「相手方」Aが約定②どおり同年3月3日到達の内容証明郵便で10日以内に賃料を支払うように「催告をし」たが、「その期間内に履行がないとき」（民法541条）だから、Aは、Bの破産手続開始決定前にすでに本件賃貸借契約を適法に解除できる状態にあった。

2 そのため、AはBについての破産手続開始決定後もこの解除権を行使することができるが、解除の効力を破産管財人（破産法2条12項）Xに対抗できるか。

(1) 破産財団所属財産の管理処分権が専属する（78条1項）破産管財人は、破産者の実体関係を承継する。ただ、破産管財人が債権者の利益代表者として差押債権者類似の地位を有することから、実体法が差押債権者の地位を保護している場合には、破産手続開始の時点において破産管財人も同様の保護を受けると解すべきである。

(2) ア しかし本問では、上記1のとおりBの破産手続開始時点においてすでにAの本件賃貸借契約の解除権は発生していた。そして、賃貸借契約の解除には遡及効がないため（民法620条前段）、解除の遡及効から「第三者」を保護する趣旨の545条但書の適用は問題とならない。

イ また、他に差押債権者を特に保護する実体法上の規定はない。

(3) よって本問では、Aの行使した解除権についてXが第三者的立場にあるとはいえず、Aは破産者Bの実体関係を承継したXに、解除の効力を対抗することができる。

第2 設問2

1 小問(1)

(1) BはAに対して賃料を約定どおりに支払い続け、賃料不払等の債務不履行はない状態で、破産手続開始決定に至った。

よって本件賃貸借契約という「双務契約について破産者」B「及びその相手方」A「が破産手続開始の時において共に」それぞれ将来の賃料債務と使用収益させる義務「の履行を完了していないとき」だから、「破産管財人」Xは、本件賃貸借「契約の解除を…することができる」（破産法53条1項）。

(2) ア たしかに、本件賃貸借契約を継続すれば月々100万円もの賃料を財団債権として支払い続けなければならない（148条1項7号）、また借地上の乙建物の売却には相当時間がかかりそうであるから、破産財団の負担を減らすためには本件賃貸借契約を解除した方がよさそうである。

イ しかし、乙建物にはCのBに対する貸金債権を被担保債権とする抵当権（民法369条）が設定されている。そして抵当権の効力は乙建物の「従」たる権利である甲土地賃借権にも及ぶ（87条2項類推適用）と解すべきだから、Xが本件賃貸借契約を解除した場合、抵当権の効力が及ぶ甲土地賃借権が消滅するほか、Xに抵当目的物である乙建物の収去義務が発生し、Cの把握している担保価値が毀損されることになる。

(ア) 抵当権設定者は、抵当権者の利益を正当な理由なく毀損し

ない担保価値維持義務を負うから、破産者BはCに対して同義務を負っていた。そして、前記第1の2(1)のとおり、破産管財人XはBの負っていた担保価値維持義務を承継する。

(イ) 本問で、Xの解除には上記(2)Aのようなメリットもあるが、別除権者として破産手続によらないで抵当権を実行できるCの地位を一方的に奪うものだから、正当な理由があるとはいえず担保価値維持義務に違反する。

また、仮にXが同義務に違反して本件賃貸借契約を解除した場合、善管注意義務(破産法85条1項)違反として損害賠償義務を負う可能性もある(同2項)。

(3) したがって、Xが53条1項に基づいて本件賃貸借契約を解除することは、妥当ではない。

2 小問(2)

(1) Xは担保権消滅許可の申立てができないか(186条1項)。

A 「破産手続開始の時ににおいて破産財団に属する財産」たる乙建物「につき」Cを抵当権者とする「抵当権…が存する場合」である。

イ また、乙建物「を任意に売却して当該担保権を消滅させること」ができれば、破産財団から月々の賃料を支払わなくて済むことになるから「破産債権者の一般の利益に適合する」。

ウ そして、乙建物及び甲土地についての借地権の時価は、合計約1億円であり、Cが把握していた交換価値も約1億円ということになるから、乙建物を任意に売却し9400万円をCに支払えば抵当権者C「の利益を不当に害することにならない」(同項但書)。

エ 破産管財人Xは、Cに対し、売却額から支払った賃料を差し引いた支払額と登記の抹消について申し入れ、これに対してCは反発し交渉は成立しなかったが、一応「組入金の額について、あらかじめ」抵当権者C「と協議し」た(2項)。

オ よって、Aは「売得金」1億円から「破産財団に組み入れようとする」600万円「を控除した」9400万円(同項1号)が「裁判所に納付されることにより」乙建物「に存するすべての担保権」であるCを権利者とする抵当権「を消滅させることについての許可の申立てをすることができる」。

(2)A 担保権消滅許可の申立てに対して、「被申立担保権者」Cは自ら担保権の実行の申立てをすることができ、それを「証する書面を裁判所に提出することができる」(187条1項)。

この書面が提出された場合、裁判所は担保権消滅の「不許可の決定をする」(189条1項)。

イ また、「被申立担保権者」Cは、C「又は他の者が」乙建物「を買い受ける旨の申出…をすることができる」(188条1項)。

ただ、買受の申出の額は、「売得金の額にその二十分の一に相当する額を加えた額以上」でなければならない(同3項)。

以上

MEMO

〔第2問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事 例】

X株式会社（以下「X社」という。）は、甲建物をY株式会社（以下「Y社」という。）に賃貸し、Y社は、甲建物において製造業を営んでいた。ところが、Y社が賃料の支払を怠ったため、X社は、賃料不払を理由に賃貸借契約を解除したと主張して、平成20年1月7日、Y社を被告として、賃貸借契約の終了に基づき、甲建物の明渡し並びに未払賃料及び明渡し済みに至るまでの賃料相当損害金の支払を求める訴えを提起した（以下、提起された訴訟を「本件訴訟」という。）。

その後、Y社は、同年2月1日、裁判所から再生手続開始決定を受けたが、同時に監督命令が発せられ、監督委員として弁護士Aが選任された。Y社は、同年5月1日、再生計画案を作成して裁判所に提出した。

Y社の再生計画案は、届出再生債権者の多数の賛成を得て可決され、同年8月1日に再生計画の認可決定が確定した。

認可された再生計画（以下「本件再生計画」という。）の骨子は、次のとおりである。

・ 再生の基本方針

Y社は、コストの削減に努めるとともに、売れ筋商品の製造に特化して収益を上げる。そして、その収益でもって、確定再生債権額に対し、破産配当率3%を超える8%に相当する額を平成21年から平成28年まで毎年4月末日限り均等分割で支払う。

・ 再生債権の総額及び債権者数

再生債権の総額	10億円
債権者数	40名

再生計画の認可決定の確定後、Aは、Y社の本件再生計画の遂行を監督し、Y社は、本件再生計画に基づき、平成21年4月末日に第1回目の、平成22年4月末日に第2回目の支払をしたが、その後、コストの削減が思うようにいかず、販売不振も重なって収益が上がらず、全ての再生債権に対する平成23年4月末日の第3回目の支払をしなかった。

本件再生計画の定めによって認められた確定再生債権の総額は、8000万円であり、同日時点において履行された額は、2000万円である。

〔設 問〕 以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. 本件訴訟は、Y社についての再生手続開始決定によりどのような影響を受けるか論じなさい。
2. 上記事例において、確定した1億円の再生債権を有しており、本件再生計画の定めによって200万円の弁済を受けているZは、このままの状態が続くと、Y社の損失はますます膨らみ、自己の債権の残額の回収が著しく困難になると考えた。Zは、民事再生法上、どのような措置を採ることができるか論じなさい。

MEMO

<目標>

- ① 倒産手続開始前に提起された訴訟の取扱いについて処理手順を確立する。
- ② 請求権の法的性質を的確に判断できるようにする。
- ② 倒産手続法の問題について適切な条文を発見する方法を確立する。

<重要条文>

- 1 訴訟手続の中断等（民事再生法 40 条）Cf. 破 44 条
- 2 再生債権となる請求権（民事再生法 84 条）Cf. 破産法では破産債権が対応（破 2 条 5 項）
- 3 共益債権となる請求権（民事再生法 119 条）Cf. 破産法では財団債権が対応（破 148 条）
- 4 取戻権（民事再生法 52 条）Cf. 破 62 条
- 5 再生計画の取消し（189 条）

<答案作成上のアドバイス>

- ① 訴訟手続の中断を検討する問題では、中断後の手続の流れにも配点が振られていることが多いです。例えば本問では、時間に余裕があれば、中断した訴訟の訴訟物である請求権が、再生手続でどのように取り扱われるのかについて記述できるとさらに点を積み上げることができます。
- ② 再生計画がらみの問題は近年頻出となっていますので、民再法第 7 章・第 8 章から適切な条文を発見できるよう、過去問を使って訓練しておいてください。

<解答過程>

〔設問1〕

“本件訴訟は、…再生手続開始決定によりどのような影響を受けるか”

→民再法 40 条

※本件訴訟は、訴訟物が 3 つあるので、それぞれについて 40 条にあてはめる。

「物よこせ」関係の請求権は、取戻権（≠再生債権）該当性についても検討する。

〔設問2〕

“民事再生法上、どのような措置を採ることができるか”とあるので、使える条文が必ず民事再生法にある。

→自分が今再生手続のどの段階にいるのか、民事再生法の目次を使って確認する。

→再生計画の認可はすでにされ、再生計画に従った債務の履行がされている段階

→第 8 章「再生計画認可後の手続」

→186 条～使えそうな条文を探す。

→187 条と 189 条が使えそう。

→「再生計画の履行を怠ったこと」を要件とする 189 条の方が条文選択として適切。

講師作成答案例

1 第1 設問1

2 本件訴訟は、Yについて「再生手続開始の決定があった」ことによ
3 り「中断」するか（民再法40条1項）。

4 1 まず、甲建物の明渡しを求める訴えの訴訟物は、賃貸借契約の終了
5 に基づく不動産明渡請求権であり債権的請求権である。

6 XY間の賃貸借契約が適法に解除されているとすると、実体法上賃
7 貸人Xは賃借人Yに対して、同賃貸借契約の終了に基づき賃貸目的物
8 たる甲建物の返還を請求できる。

9 とすると、上記訴訟物としてのXのYに対する甲建物明渡請求権は
10 「再生債務者」Y「に属しない財産」である甲建物をY「から取り戻
11 す権利」だから取戻権（52条1項）である。

12 よって、甲建物の明渡しを求める訴えは、「再生債務者」Y「の財
13 産関係の訴訟手続」ではあるが「再生債権に関するもの」ではないか
14 ら中断しない。

15 2 つぎに、未払賃料の支払を求める訴えの訴訟物は、賃貸借契約に基
16 づく賃料支払請求権である。

17 (1) 本問でXのYに対する未払賃料支払請求権は、賃貸借契約締結と
18 いう「再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権」だ
19 から、再生債権（84条1項）である。

20 よって未払賃料の支払を求める訴えは「再生債務者の財産関係の
21 訴訟手続のうち再生債権に関するもの」だから、Yについての再生
22 手続開始決定により中断する。

23 (2) 再生債権に関する訴訟手続が中断するのは、再生手続において再
24 生債権の画定のための手続が用意されており（94条～）その手続に
25 服させるためであるから、Xは未払賃料の支払請求権を再生債権と
26 して届け出なければならない（94条1項）。

27 Xの届け出た再生債権についてYが認め、かつ他の届出再生債権
28 者からの異議がなかった場合、その再生債権の内容は確定し（104
29 条1項）、中断した訴訟手続は終了する。

30 一方でYが認めず、あるいは他の再生債権者の異議がある場合、
31 「異議等のある再生債権に関し再生手続開始当時訴訟が係属する場
32 合」（107条1項）だから、再生債権者Xはその内容を確定させるた
33 めには「異議者等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受
34 継の申立てをしなければならない」。

35 3 明渡し済みに至るまでの賃料相当損害金の支払を求める訴えの訴訟
36 物は、不法占有という不法行為に基づく損害賠償請求権（民法709条）
37 といえる。

38 (1) このうちYについての再生手続開始決定の前日までの不法占有を
39 原因とする部分は再生債権だから、同部分についての訴訟手続は中
40 断する。

41 中断後の手続は上記2(2)と同様である。

42 (2) 一方Yについての再生手続開始決定の日以降の不法占有を原因と
43 する部分は、「再生手続開始後」の不法占有という「再生債務者」
44 Yの「行為によって生じた請求権」（民再法119条5号）だから、共
45 益債権となる。

46 よって、同部分に関する訴訟手続は「再生債権に関するもの」で

はないから中断しない。

第2 設問2

1(1) Yはすべての再生債権に対する認可された再生計画に基づく第3回目の支払をしなかったので、「再生計画認可の決定が確定した場合」で、「再生債務者等」Y「が再生計画の履行を怠った」(189条1項2号)という再生計画取消事由が存在する。

(2) 確定された1億円の再生債権を有している再生債権者Zは、再生計画に基づいてその8%である800万円の支払請求権を有する。これは、「再生計画の定めによって認められた権利の全部」8000万円のうち「履行された部分」2000万円「を除く」6000万円の「十分の一以上に当たる権利」であり、かつZは「履行期限が到来した当該権利の…一部」である第3回目の支払い分「について履行を受けていない」(同3項)から、Zは189条1項2号の事由を理由とする再生計画取消し決定の申立権者である。

よって、Zは再生計画取消決定の申立てをすることができる。

(3) 再生計画取消しの決定が確定した場合、再生計画によって変更された再生債権は現状に復する(同7項本文)が、再生債権者が再生計画によって得た権利に影響を及ぼさない(同項但書)。

また、再生計画が取り消されても「確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債務者に対し、確定判決と同一の効力を有する」(同8項前段、185条1項本文)から、確定したZの再生債権が仮に再生手続内で確定したものであっても、Zは再生債権者表の記載に従って、Yに対して強制執行できる(民事執行法22条1項参照)。

2 Yはコストの削減が思うようにいかず、販売不振も重なって収益が上がらない状態なので、このままの状態が続けば「再生計画認可の決定が確定した後に、再生計画が遂行される見込みがないことが明らかとなる」(194条)おそれがある。

仮にそのような場合でも、再生計画認可決定後の手続廃止決定の申立権者に再生債権者は含まれないから、Zは同申立てを「監督委員」Aに事実上促すことができるにすぎない。

再生計画取消し、あるいは再生手続廃止の決定が確定した場合、裁判所は職権で破産手続開始の決定をする可能性がある(250条1項)。

3 上記1及び2以外の手段として、「再生計画の定めによって認められた権利…の再生債権者表」に基づく強制執行(180条3項)が考えられるが、権利変更後の額が債権額となるので上記1(3)の強制執行よりも債権額が少なくなる。

以 上